

令和8年度小規模工事等 受注希望者の登録申請のお知らせ

本市が発注する小規模な工事などの受注を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注拡大を図ることを目的とした『小規模工事等受注希望者登録制度』の登録申請を受け付けます。

対象となる工事 1件が20万円未満の軽易な工事や修繕など

※登録要件があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

受付期間 2月2日(月)～3月23日(月)(土・日・祝日は除く)

市ホームページ
二次元コード



問い合わせ・申し込み 監理課 ☎ 22-2252 FAX 22-2239

生活トピックス

「駅前労働相談会」開催

パワハラや解雇、賃金未払、配転拒否などの労使間トラブルについて、徳島県労働委員会委員が解決のためのアドバイスをします。

と き 2月1日(日) 午後1時30分～4時30分まで (受付：午後1時15分～4時)

と こ ろ シビックセンター(アミコビル4階)

申込期限 1月30日(金) 午後3時まで **相談料** 無料

申込方法 右記の二次元コード・電話・FAXから申し込みください。 二次元コード



●問い合わせ・申し込み 徳島県労働委員会事務局 ☎ 088(621)3234 FAX 088(621)2889

清掃ボランティアのご案内

除草作業、清掃作業を行います。

江川湧水源周辺

集合場所 江川湧水源「いやしの舎」
(吉野川医療センター西側)

作業日時 2月1日(日)
午前7時～7時30分



●問い合わせ
NPO法人江川エコフレンド
☎ 090(2892)6463(瀬尾)

徳島県特定最低賃金の改正

令和8年1月1日から徳島県特定最低賃金が次のとおり適用されています。

業種	時間額
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105円

造作材・合板・建築用組立材料製造業は、徳島県最低賃金1,046円が適用されます。

●問い合わせ
最低賃金について
徳島労働局賃金室 ☎ 088(652)9165

最低賃金改正に伴う労務などのご相談や労働関係助成金について
徳島働き方改革推進支援センター ☎ 0120(967)951

寒さから水道管を守りましょう

気温がマイナス4℃になると、防寒が不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。特に多いのは次のようなところです。

- ①水道管がむき出しになっているところ
- ②水道管が北向きにあるところ
- ③水道管のある場所が風当たりの強いところ

水道管が破裂したとき

まず、止水栓を閉めて水を止めます。そして、破裂した部分に布かテープを巻き付けて応急手当をしてから、水道工事店へ修理を申し込んでください。

水道が凍って出ないとき

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯をかけると破裂やひび割れをすることがありますので、注意してください。

水道課

問い合わせ ☎ 22-2256 FAX 22-2237

重度心身障がい者等医療費の助成申請忘れはありませんか？

重度心身障がい者等医療費受給者証をお持ちの方は、医療機関などの窓口で支払った医療費の領収書などを市に提出することで医療費の助成を受けることができます（ただし、健康保険適用分に限る）。

例) 透析にかかる更生医療、難病などの他制度の自己負担分、治療用装具を作ったときの費用、療養費（医師が必要と認めたはり・きゅう、あん摩マッサージ）など

受給者証をお持ちの方で、払い戻し手続きをされていない方は下記まで問い合わせください。

注 意 令和6年10月～後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合、医療保険の患者負担分以外に「特別料金」の支払いが必要となりましたが、**特別料金分については、重度医療助成対象外**です（特別料金の詳細については、厚生労働省のホームページなどで確認してください）。

問い合わせ ☎ 22-2263 FAX 22-2260

令和8年度市立小・中学校の入学届の提出をお願いします

令和8年4月に市立小学校、中学校に入学される子どもの保護者の方に、学校教育課（東館3階）から入学通知を送付しています。入学届に記名のうえ、2月13日㈮までに、在籍しているこども園・小学校へ提出してください。

◆小学校入学該当者

平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

◆中学校入学該当者

平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

なお、入学しがたい事由がある場合や、指定された学校以外の学校へ入学することを希望される場合は、1月末日までに学校教育課へ申し出てください。

学校教育課

問い合わせ ☎ 22-2273 FAX 22-2270

避難行動要支援者名簿のお知らせ

災害時に避難支援を必要とする方の情報を本市に登録しておき、同意された場合、支援機関や支援者へ情報提供することで、平時から連携を整えておくための制度です。

※名簿に登録することで、避難支援を保証するものではありません。

訪問調査について 対象者の把握および情報の更新のため、民生委員に訪問調査をお願いしています。訪問があった際は、調査に協力をお願いします。

登録要件

- ①寝たきり高齢者（65歳以上）
 - ②ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
 - ③後期高齢者のみの世帯（75歳以上の複数人で暮らしている方）
 - ④身体障害者手帳（1級・2級）
 - ⑤療育手帳（A判定）
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）
 - ⑦要介護3以上
 - ⑧特定疾患
 - ⑨その他、災害時の避難に支援が必要な方
- ※長期入院中の方、施設入所者は除きます。

社会福祉課

問い合わせ ☎ 22-2261 FAX 22-2260

